

# 共同研究取扱要項

公益財団法人電磁材料研究所

## 共同研究取扱要項

(目的)

第1条 この共同研究取扱要項は、公益財団法人電磁材料研究所（以下「本法人」という。）において、公益目的事業の一環として行う民間及び公的研究機関等の外部機関（以下「外部機関」という。）との「共同研究事業」を円滑に実施するために定めるものである。

(定義)

第2条 共同研究とは、本法人において外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本法人の研究員が外部機関の研究者と共通の課題について、共同して行う研究をいう。

2 本法人及び外部機関において共通の課題について分担して行う研究で、本法人において、外部機関から研究者及び研究経費等又は研究経費を受け入れて行うものをいう。

(受入の決定)

第3条 共同研究の受入は、外部機関からの申請に基づいて事業支援部長が行い、専務理事が常任理事会に諮り決定する。

2 専務理事は、常任理事会で共同研究の受入の決定がなされたときは、その決定の内容を、会計規程第5条の規定による会計責任者（以下「会計責任者」という。）に通知する。

(契約担当)

第4条 共同研究契約に関する業務は、事業支援部長が行う。

(共同研究員の受入)

第5条 共同研究員の受け入れは、次の通りとする。

- ① 外部機関の研究者を受け入れる場合は、外部機関共同研究員として受け入れる。
- ② 外部機関共同研究員は、外部機関において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本法人に派遣される者とする。
- ③ 外部機関共同研究員は、共同研究員費用として月額3万5千円（消費税相当額を含む。）を支払う。
- ④ 共同研究員費用は、共同研究契約を締結した後、受入れ月数に応じた額を、直ちに本法人に支払う。

(研究経費)

第6条 共同研究に要する経費及びその取扱いは、次の通りとする。

① 第2条第1項に規定する共同研究

ア. 本法人は、その施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担する。

イ. 外部機関は、共同研究遂行のために本法人において必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料等の直接必要な経費（以下「直接経費」と

いう。)及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる間接経費として、直接経費の10%の合算額を負担する。

② 第2条第2項に定める共同研究

ア 本法人は、共同研究の用に供する当該施設及び設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担する。

イ 外部機関は、第6条①イ.の規定による負担に加え、外部機関における研究に要する経費等を負担する。

③ 外部機関から受け入れる共同研究に要する経費は、収支予算を通して経理する。

(研究実施場所)

第7条 本法人の研究員は、本法人において行う研究又は分担して行う研究のため、必要な場合には外部機関の施設において研究を行うことができる。

2 研究員が前項の定めにより当該外部機関の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として取り扱う。

(進行状況の把握)

第8条 本法人及び外部機関は、共同して、共同研究の進行状況を把握しなければならない。

(実施報告書の作成)

第9条 本法人及び外部機関は、実施期間中に得られた研究成果について、実施報告書を取り交わす。

(研究成果の公表等)

第10条 共同研究による研究成果は、公表を原則とする。ただし、特許権、実用新案権及び意匠権(以下「特許権等」という。)取得等のために公表を控えなければならない場合には、本法人は、外部機関と協議のうえ、原則として3年を限度として公表を控えることができる。

2 理事長及び外部機関の長は、速やかに発明の帰属が決定できるよう共同研究の契約時に、相互の役割分担等を協議する。

3 理事長又は外部機関の長は、本法人の研究員又は外部機関共同研究員が、共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行った場合、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめそれぞれ相手方の同意を得る。

4 理事長又は外部機関の長は、本法人の研究員又は外部機関共同研究員が、共同研究の結果、共同して発明を行った場合、特許出願を行おうとするときは、持ち分等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同出願を行う。ただし、外部機関から特許を受ける権利を承継した場合は、本法人が単独で出願を行う。なお、理事長は、当該持ち分案及び当該共同出願契約の締結等を、特許発明委員会に審議させるものとする。

(特許権等の実施)

第11条 理事長は、外部機関との共同研究の結果生じた発明につき、本法人が承継した

特許等を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権等（以下「本法人が承継した特許権等」という。）を、当該外部機関又は当該外部機関の指定するものに限り、出願したときから10年を超えない期間内において3年間を限度に優先的に実施させることができる。

2 理事長は、外部機関との共同研究の結果生じた発明につき、当該外部機関との共有に係る特許等を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権等（以下「共有に係る特許権等」という。）を、当該外部機関の同意を得て、当該外部機関の指定する者に対し、出願したときから10年を超えない期間内において3年間を限度に優先的に実施させることができる。

3 前2項に定める優先的实施期間については、更新することができない。ただし、特段の理由によって更新する場合は、常任理事会の承認を得なければならない。

4 本法人が承継した特許権等、若しくは共有に係る特許権等を本法人と共有する外部機関が実施するときは、別に実施契約を定め、実施料を徴収する。

（秘密の保持）

第12条 理事長及び外部機関の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議のうえ、非公開とする旨、定めることができる。

附 則

この要項は、平成23年7月1日から施行する。